

事 務 連 絡
平成 2 1 年 1 2 月 4 日

日 本 産 婦 人 科 医 会 御 中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

B型肝炎母子感染防止対策の周知徹底について

母子保健行政の推進につきましては、日頃から格別の御尽力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、B型肝炎母子感染防止については、平成21年12月4日厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡「B型肝炎母子感染防止対策の周知徹底について」を別添のとおり、各都道府県、政令市、特別区母子保健主管部（局）あて送付したところであります。

貴会におかれましても、適切なB型肝炎母子感染防止対策につき、貴会会員に更なる周知徹底方よろしくお願い申し上げます。



【別添】

事 務 連 絡
平成 21 年 1 月 4 日

都道府県
各 政 令 市
特 別 区 } 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

B 型肝炎母子感染防止対策の周知徹底について

母子保健行政の推進につきましては、日頃から格別の御尽力を賜り深く感謝申し上げます。

B 型肝炎ウイルスの母子感染を起こすおそれのある妊婦を発見し、適切な指導を行うことにより、キャリア及び急性肝炎等の発生をなくし、B 型肝炎の撲滅を図ることが求められています。

このため、妊婦に対する HBs 抗原検査については、「妊婦健康診査の実施について（平成 21 年 2 月 27 日雇児母発第 0227001 号）」において、標準的な検査項目の 1 つとしてお示しし、市町村における公費負担の対象となる検査項目の設定にあたって参酌されるようお願いしているところです。また、「B 型肝炎母子感染防止対策の周知徹底について（平成 16 年 4 月 27 日雇児母発第 0427001 号）」において、B 型肝炎母子感染防止のため、各医療機関において適切な対応が行われるよう指導等をお願いしているところですが、今般、医療機関内の産婦人科と小児科の連携不足等の理由で、B 型肝炎ウイルスキャリアの妊婦から生まれた児に対して、出生直後の抗 HBs 人免疫グロブリン投与のみが行われ、B 型肝炎ワクチン接種が行われず、母子感染が成立したと考えられる症例が報告されたところであります。

このような状況を踏まえ、改めて、各都道府県におかれましては、B 型肝炎母子感染防止のため、管内市町村に各医療機関において適切な対応が行われるよう指導していただくとともに、妊婦に対して、B 型肝炎母子感染防止について周知徹底（母子健康手帳配布時を活用した周知、広報誌、リーフレット、ポスター等）するよう指導していただきますようお願いいたします。

なお、妊婦健康診査で、HBs 抗原陽性が判明した妊婦に対して、医療機関が適切な対応を行えるよう別添をお示ししているもので、ご参考までに申し添えます。

(別添) 平成7年の医療機関等向け配布資料 (抜粋)

○ B型肝炎の母子感染を防止するために

【陽性妊婦向けパンフレット】

《厚生省心身障害研究 母子感染防止に関する研究班作成》

○この用紙は、あなたが出産を予定している病院や診療所、お子さんがワクチンやグロブリンの投与を受ける病院や診療所に必ず提出してください。

○検査や予防措置を受けた場合、この用紙に記録してもらいましょう。

○この用紙は、母子健康手帳などに、はさんでおきましょう。

◎ 母親と生まれる子どもについての検査・予防措置

時期・内容	予定日 ⁽¹⁾	実施日	結果	医療機関
妊娠中				
B型肝炎ウイルス検査 (HBs抗原)		月 日	+	
B型肝炎ウイルス検査 (HBe抗原)	月 日頃	月 日	+・-	
出生直後 ⁽²⁾				
グロブリン (HBIG) 投与	月 日頃	月 日		
生後1か月				
B型肝炎ウイルス検査 (HBs抗原)	月 日頃	月 日	+・-	
生後2か月 ⁽³⁾				
グロブリン (HBIG) 投与 B型肝炎ワクチン投与 (第1回)	月 日頃	月 日		
生後3か月				
B型肝炎ワクチン投与 (第2回)	月 日頃	月 日		
生後5か月				
B型肝炎ワクチン投与 (第3回)	月 日頃	月 日		
生後6か月				
B型肝炎ウイルス検査 (HBs抗原・抗体)	月 日頃	月 日	抗原 +・- 抗体 +・-	
(備考)				

(1) 予定日をめやすとして受けるようにしてください。

(2) 生後できるだけ早く、おそくとも48時間以内に受けましょう。

(3) 生後1か月に行ったHBs抗原検査が陰性の場合には、グロブリン (HBIG) とB型肝炎ワクチンの投与を受けます。

このたびの検査により、あなたはB型肝炎ウイルスを持っているという結果となりました。以下のことをよく読み、出産を予定している病院、診療所で必要な検査やグロブリン、B型肝炎ワクチンの投与を受け、B型肝炎の母子感染を防止するように努めてください。

1 B型肝炎の母子感染とは

B型肝炎は、B型肝炎ウイルスによっておきるもので、主に血液によって感染します。我が国では100人に1～2人の割合で、からだの中にB型肝炎ウイルスを持っている人がいます。このような人が妊娠した場合、妊娠時や出産時に母親の血液が子どもにふれることによってウイルスが感染することがあります。母親がウイルスを多く持っている場合、生まれた子どもにウイルスが感染すると、からだのなかに長い間ウイルスを持つようになり(キャリア)、将来慢性肝炎や肝硬変、肝がんになることがあります。また、ウイルスの少ない母親から生まれた場合でも、出生後に子どもが急性肝炎にかかることがあります。

このため、赤ちゃんが生まれたら、ただちにB型肝炎ウイルスの感染を防止しておくことが大切です。

2 B型肝炎の母子感染を防止するために

(1) 母子感染の防止方法

B型肝炎の母子感染を防止するためには、B型肝炎ウイルスを持っている妊婦から出生した子どもに対して、B型肝炎に対する抗体をたくさん含んだグロブリン(HBIG)やB型肝炎ワクチンを投与することが必要です。

感染防止の方法は表(◎)のようなスケジュールにしたがって行います。

(2) あなた自身の検査について

B型肝炎ウイルスが子どもに感染しやすい程度を調べるための検査(HBe抗原検査)を必ず受けましょう。母親がHBe抗原陽性のとき、子どもへのウイルスの感染率は100%で、このうちの85～90%は、HBキャリア(からだの中に長い間ウイルスをもつ状態)となります。母親がHBe抗原陰性のときは、子どもへの感染率は10%程度で、キャリア化することはまずありませんが、急性肝炎や劇症肝炎をおこすことがあります。

3 あなた自身の健康のために

あなたは、B型肝炎のウイルスを持っているのですが、肝炎の症状や肝機能異常が続かないかぎり健康者と同様に過ごすことができます。しかし、健康状態をたもつために、定期的な健康診断や検査を受けることをおすすめします。

かかりつけの医師に相談していただければよいのですが、肝臓病の専門医のいる病院は下記のとおりです。

○肝臓病専門病院（各都道府県で必要に応じて記載すること。）

4 B型肝炎ワクチンの効果と副反応

B型肝炎ワクチンの投与により、ほとんどの人が感染を防止することができます。まれに免疫がつきにくい人がいますが、この場合は必要に応じてワクチンの追加投与を受けます。B型肝炎ワクチンによる副反応は、大人では局所の発赤や軽度の発熱が数%にみられることがありますが、小児ではこれらの副反応はまれにしかみられません。

5 その他

B型肝炎の予防方法についての詳しいことやわからないことは、保健所の担当課や医療機関の医師にたずねてください。